

第20号議案

芦屋市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の
制定について

芦屋市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別
紙のように定める。

令和7年2月17日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

芦屋市立デイサービスセンターは、老人福祉法の老人デイサービス事業としての目的を達成するために設置されたところ、介護保険法に規定する通所介護等の事業を行う者の増加により、老人デイサービス事業として市が整備する必要がなくなったことから芦屋市立三条デイサービスセンターを閉鎖するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

芦屋市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成7年芦屋市条例第21号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止要綱

1 廃止の趣旨

芦屋市立デイサービスセンターは、老人福祉法の老人デイサービス事業としての目的を達成するために設置されたところ、介護保険法に規定する通所介護等の事業を行う者の増加により、老人デイサービス事業として市が整備する必要がなくなったことから芦屋市立三条デイサービスセンターを閉鎖するため、この条例を制定しようとするもの。

2 廃止の内容

芦屋市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止

3 施行期日

令和8年4月1日

三条デイサービスセンターの廃止について

1 内容

令和8年3月31日をもって、旧三条小学校跡地で運営している芦屋市立三条デイサービスセンターを閉鎖し、市独自のデイサービス事業を廃止するもの

2 廃止の理由

- ① 設立当初と比較し、民間による代替施設（デイサービス等）が充足しており、デイサービスの利用を希望されているにも関わらず利用できていない市民の方がおらず、セーフティネットとしての役割を終えたと判断できるため。
- ② 人件費の拡大等で単年度の収支が赤字となっており、今後継続した場合には指定管理料の発生が見込まれること。また、施設が老朽化しており修繕費等で多額の出費が見込まれる等、費用負担の拡大が見込まれるため。

3 現在の指定管理者との契約内容

- (1) 指定管理先
芦屋市社会福祉協議会
- (2) 指定管理期間
令和3年4月1日～令和8年3月31日
- (3) 指定管理料
0円（指定管理者が介護給付費収入等で運営）

4 三条デイサービスセンターの利用状況

施設の利用率は6割前後となっています。 定員30名

年度	営業日数	年間利用総数	平均人数	平均介護度
R2	304	5,475	18.01	1.85
R3	305	5,375	17.62	2.16
R4	306	5,821	19.02	1.81
R5	307	5,958	19.41	1.52

参考：65歳以上高齢者 28,726名
 要介護・要支援認定者数 6,391名
 デイサービス利用者 1,584名(月に1度でもデイサービスを利用した利用者)
 1人1月当たりの平均利用回数7.4回
 市内デイサービスの定員 768名
 市外のうち芦屋市の指定を受けているデイサービスの定員 693名
 (令和6年10月末日時点)

5 三条デイサービスセンターの収支状況

(1) 収入状況

年度	①介護給付費収入	②利用料収入	③その他	④収入計
R2	¥38,450,249	¥6,734,012	¥4,770,262	¥49,954,523
R3	¥40,318,735	¥6,663,312	¥4,556,046	¥51,538,093
R4	¥41,725,931	¥6,324,757	¥4,198,067	¥52,248,755
R5	¥42,056,185	¥6,685,566	¥4,318,155	¥53,059,906

(2) 支出・収支の状況

年度	⑤人件費光熱費	⑥その他経費	⑦支出計	④収入計－⑦支出計
R2	¥41,322,651	¥13,965,797	¥55,288,448	¥－5,333,925
R3	¥46,715,305	¥16,272,834	¥62,988,139	¥－11,450,046
R4	¥49,876,894	¥15,207,509	¥65,084,403	¥－12,835,648
R5	¥47,783,661	¥17,024,730	¥64,808,391	¥－11,748,485

6 近隣市の市立デイサービスセンターの状況

自治体	設置（現在）	導入（過去）	直営／委託
尼崎市	無し	－	－
西宮市	無し	H26年度まで	指定管理
宝塚市	無し	H12年度まで	委託
伊丹市	無し	－	－
川西市	無し	H31年度まで	指定管理
三田市	無し	－	－

7 地元説明会等の実施

地元説明会を令和6年12月23日（月）、令和7年2月4日（火）の2回実施
 社会福祉協議会の理事会は令和6年12月17日（火）に開催

8 現在利用されている市民の方への今後の対応

(1) 利用者の方との調整方法

利用者の方を担当されているケアマネジャーの方と連絡をとり、新たな利用先の調整をお願いします。

(2) 利用者の方の三条デイサービスセンターの利用期限

令和8年3月31日までご利用いただけます。

9 三条デイサービスセンター閉鎖後の施設の利用

閉鎖後の施設（三条デイサービスセンター利用部分）の利用については、現在のところ未定です。